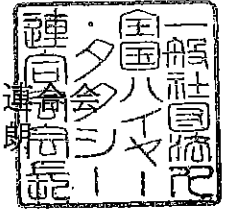




全タク連発第222号
令和3年2月4日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
会長 川鍋 一



厚生年金保険料等の納付猶予の特例措置の延長等について（要望）

厚生労働大臣におかれましては当連合会の業務に格別のご配慮を賜り心より厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、タクシー業界への影響は極めて甚大です。

5月下旬に一度目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が解除されたとはいえ、タクシーの輸送人員は激減し、廃業も余儀なくされている事業者も発生しています。6月以降、売り上げは少しずつ回復基調にありましたが、8月は7月より悪化しました。9月以降売り上げは前年同期比7割程度で推移しておりましたが、第3波の到来を受けて11月は再び下落し、12月は前年同期比で7割を下回りタクシー業界は極めて厳しい経営状況にあります。

更に令和3年1月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉を対象区域として、同月13日には、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜、福岡、栃木を対象区域として緊急事態宣言が再発出され、2月2日には、栃木以外を対象区域として3月7日まで延長されたところであり、タクシー業界は、今や正に存亡の危機に瀕しております。

「三つの密」の回避、テレワークの推進、旅行や出張を控えめにする等「新しい生活様式」による感染対策が取られる中、タクシー事業者は雇用調整助成金等を最大限活用しながら運転者の雇用を維持しつつ、一方で国民の安定的な生活の確保・社会の安定の維持の観点より、当連合会において策定した新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、日夜必死に事業を継続しているところです。

運転者は自らの感染リスクと背中合わせの状況にありながら、マスク着用、車内消毒・換気など感染症対策に万全を期し、ビジネス客や観光客はもとより、医療従事者・介護施設職員等勤務が必要な方々の通勤、高齢者・妊婦・人工透析患者等の病院送迎、移動手段のない方々の買い物支援等に日々頑張っています。

つきましては、地方創生の担い手であり地域に密着した輸送サービス、国民生活に欠かせない公共交通機関としてその使命を達成できるよう、事態が収束するまでの間、現在認められている厚生年金保険料等の納付猶予の特例措置の延長について強く要望いたします。

併せて、かねてより要望させていただいております社会保険料、労働保険料の減免についても、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。